

NP0法人DITTA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NP0法人DITTAという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、不条理な困難を抱える子ども・若者の経済的制約で狭められた選択肢と視界の拡充を図り、より開かれた選択肢から自らの意志で将来を選択できるようになることへの寄与を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① ユースベース（子ども・若者の居場所）事業
 - ② スキルアップサポート事業
 - ③ キャリア形成サポート事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) サポート会員 この法人の目的に賛同し、法人をサポートする意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は目的に反する行為等の秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、副代表理事を若干名置くことができる。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第14条** 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副代表理事若しくは理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 前項の規定により理事が代表理事の職務を代行したときは、当該理事は職務執行の状況を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第15条** 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 役員は、再任されることができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任

- (6) 会員の除名
- (7) その他運営に関する重要事項又は理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され

た事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、正会員は、即時性と双方向性の確保されたビデオ会議などのシステムによって総会にオンライン出席し、表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者、表決委任者又はオンライン出席者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) 事業計画及び活動予算の決定
- (4) 事業計画及び活動予算の変更
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 会員の種類、入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

- 第36条** 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、理事は、即時性と双方向性の確保されたビデオ会議などのシステムによって理事会にオンライン出席し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者又はオンライン出席者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人1人が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第36条第3項の規定により、理事会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理及び区分)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。尚、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	谷川 航
副代表理事	小川 秀樹
理事	細田 眞由美
〃	深谷 豊

〃
監事

成澤 雅寛
佐久間 大介

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の1の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
 - ① 入会金 0円
 - ② 年会費 0円
 - (2) サポート会員
 - ① 入会金 5,000円
 - ② 年会費 個人 1口 6,000円、 団体 1口 12,000円

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

わが国で子どもの貧困が顕在化してから15年以上の月日経ち、多くの人々によって支援の拡充が図られてきましたが、まだまだその社会問題の解決を図ることはできておらず、現在も9人に1人の子どもが相対的貧困状態にあるとされています。さらに、世帯年収が子どもの体験格差を生み出す構造になっており、結果として教育格差、学力格差をもたらしています。経済的困難が一度発生すると、それが次世代にも影響を及ぼし、貧困が連鎖的に続く貧困の連鎖も問題になっています。

当地域では、すでにさまざまな団体によって貧困世帯の子どもへの支援がなされていますが、質・量の双方の面において支援が充実しているとはいえません。特に、高校生・大学生年代の若者に対する支援や、学習支援・こども食堂を含む居場所支援以外の支援が手薄であるといえます。また、多くの団体が直面している、「居場所」と「学習」が両立し得ないという子どもの貧困支援における課題も解決できずにあります。

私たちは、埼玉県内に居住または通学する貧困世帯の中学生～大学生年代の子ども・若者に対し、「ユーススペース」という子ども・若者の活動拠点を創り、安全で目的なくても一人でも居られる環境と、集中して教科学習やプログラミングなどのスキル学習に取り組める環境といった、「居場所」と「学習」を両立させた環境を提供しつつ、行政や地域企業と連携した職場見学等のキャリア形成サポートを行い、不条理な困難を抱える子ども・若者の経済的制約等で狭められた選択肢と視界の拡充を図り、より開かれた選択肢から自らの意志で将来を選択できるようになることに寄与していく所存です。

多くの皆様からのご支援をもとに、自身の努力では避けることができない不条理な困難を抱える子どもたちの選択肢を広げる社会基盤を整備し、経済的制約を理由に諦めていたことにも積極的に挑戦できるよう子ども・若者を支えて参ります。貧困を無くすことや誰一人置いて行かない社会をつくることは、当団体のような小さい組織には難しいかもしれませんが、しかし、出会った子ども・若者たちの「貧困を後悔させない」ことはできると信じております。そうした社会を共に実現できるよう活動して参ります。

2 申請に至るまでの経過

- 令和 2年12月 発起人の一人が令和7年3月までさいたま市内で行われている学習支援教室に参加。子どもの貧困支援の課題を痛感し、協力者とともに課題解決、支援充実を目指し法人の新規設立を決意
- 令和 7年3月31日 発起人会を開催し設立の趣旨、定款、事業計画及び活動予算、設立当初の役員などについての案を審議
- 令和 7年4月10日 設立総会を開催し発起人より設立の趣旨、定款、事業計画及び活動予算、設立当初の役員などの案を提案し、審議の上決定

令和 7年 4月 11日

NPO法人DITTA
設立代表者

氏 名 谷川 航

役員名簿

NPO法人DITTA

役 名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	谷川 航		無
理事	小川 秀樹		無
理事	細田 眞由美		無
理事	深谷 豊		無
理事	成澤 雅寛		無
監事	佐久間 大介		無

令和7年度事業計画書

NPO法人DITTA

1 事業実施の方針

初年度は多くの資金が必要なユーススペース事業は見送り、法人として取り掛かりやすい支援事業でもあるスキルアップサポート事業およびキャリア形成サポート事業から活動を始める。中でも社会的にもニーズの高いプログラミング教室を開催し、貧困世帯の中学生～大学生年代のスキルを高めることに寄与する。

また、これらの事業を行いながら資金集め及び近隣の中学校・高校への広報活動、法人ウェブサイトでの広報活動を行い、次年度からのユーススペース事業の開始を目指す。

2 事業の実施に関する事項（成立の日 ～ 令和8年 3月 31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
スキルアップ サポート事業	プログラミング教室の 開催	5月下旬 から通 期(年75 回)	さいたま市大 宮区およ び浦和区	1人	県内 貧困 世帯 の中 学生 ～大 学生 年代	10人 1,250
キャリア形成 サポート事業	近隣企業への職場見学	7月～8 月(3回 程度)	さいたま市内	1人	県内 貧困 世帯 の中 学生 ～大 学生 年代	10人 18

令和7年度 活動予算書
(成立の日から 令和8年 3月 31日まで)

NPO法人DITTA
(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
サポート会員受取会費	0	0	0
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,300,000	1,300,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000	500,000	
4 事業収益			
	0	0	0
5 その他収益			
受取利息		0	
雑収益		0	
経常収益計(A)			1,800,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	320,000		
法定福利費	44,000		
人件費計	364,000		
(2) その他経費			
教材費	46,000		
広報活動費	50,000		
旅費交通費	18,000		
通信費	120,000		
外注・業務委託費	50,000		
消耗品費	60,000		
PC贈与費	500,000		
雑費	60,000		
その他経費計	904,000		
事業費 計		1,268,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	15,000		
広報活動費	50,000		
通信費	120,000		
外注・業務委託費	120,000		
消耗品費	60,000		
雑費	60,000		
その他経費計	425,000		
管理費 計		425,000	
経常費用計(B)			1,693,000
当期経常増減額(A-B)			107,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計(C)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D)			107,000
② 設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額(①+②)			107,000

令和8年度事業計画書

NPO法人DITTA

1 事業実施の方針

2年目の7月後半（夏休み開始時期）から小規模ユーススペース事業の開始を目指す。ユーススペースを子ども・若者の放課後の活動拠点として位置づけ、自由に過ごすことも学習することもできる環境を提供する。

また、初年度に行っていたスキルアップサポート事業およびキャリア形成サポート事業もユーススペース内に機能を移設し、継続してプログラミング教室や職場見学などを開催する。

2 事業の実施に関する事項（令和8年 4月 1日 ～ 令和9年 3月 31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
ユーススペース (子ども・若者の居場所)事業	中学生～大学生年代の 子ども・若者の第三の居 場所の開設	7月下旬 以降の 平日	さいたま市内	1人	県内 貧困 世帯 の中 学生 ～大 学生 年代	20人 6,298
スキルアップ サポート事業	プログラミング教室の 開催	7月下旬 以降の 平日月 15回程 度	さいたま市内	1人	県内 貧困 世帯 の中 学生 ～大 学生 年代	12人 1,004
キャリア形成 サポート事業	近隣企業への職場見学	8月頃 (年3回 程度)	さいたま市内	1人	県内 貧困 世帯 の中 学生 ～大 学生 年代	20人 30

令和8年度活動予算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

NPO法人DITTA
(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
サポート会員受取会費		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	5,000,000	5,000,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	3,500,000	3,500,000	
4 事業収益			
		0	
		0	
5 その他収益			
受取利息		0	
雑収益		0	
経常収益計(A)			8,500,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,268,000		
法定福利費	342,800		
人件費計	2,610,800		
(2) その他経費			
教材費	72,000		
広報活動費	80,000		
旅費交通費	30,000		
通信費	216,000		
消耗品費	180,000		
水道光熱費	288,000		
地代家賃	1,880,000		
内装設備費	1,055,000		
減価償却費	100,000		
PCリソース費	600,000		
雑費	120,000		
その他経費計	4,721,000		
事業費 計		7,331,800	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬・給料手当	120,000		
法定福利費	17,844		
人件費計	137,844		
(2) その他経費			
広報活動費	50,000		
旅費交通費	15,000		
通信費	54,000		
採用教育費	25,000		
消耗品費	90,000		
水道光熱費	72,000		
地代家賃	270,000		
保険料	60,000		
支払手数料	100,000		
雑費	90,000		
その他経費計	826,000		
管理費 計		963,844	
経常費用計(B)			8,295,644
当期経常増減額(A-B)			204,356
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計(C)			0
IV 経常外費用			
1 繰年度損益修正損			
経常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D)			204,356
② 前期繰越正味財産額			107,000
次期繰越正味財産額(①+②)			311,356